

公 示 送 達 書

令和8年8月18日

日本年金機構

徳山年金事務所長

宮本 大輔

下記書類は、当年金事務所厚生年金徴収担当課に保管してありますから、来所の上、受領してください。

送達を受けるべき者	名称	合同会社 オカムラ
	(代表者氏名)	岡村 俊治
送 達 す る 書 類 (記 号 番 号 等)	健康保険法 厚生年金保険法 子ども・子育て支援法	の規定により送達する書類 (厚 0813-01)

(注意)

上記書類は、国税通則法第14条第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときに送達があったものとみなされます。